

県民協働による里山整備・利用事業(開かれた里山)計画 について

1 里山整備利用地域について

(1) 里山整備利用地域とは

地域住民をはじめとする皆さんが、主体的に里山の整備・利用に取り組む地域を、市町村長の申出によって「長野県ふるさとの森林づくり条例」第 26 条により、知事が認定するものです。認定された地域では、「長野県森林づくり県民税」による支援事業を活用できます。

【里山を利用した活動と支援の例】



森林環境教育・自然保育



地域主体の里山整備



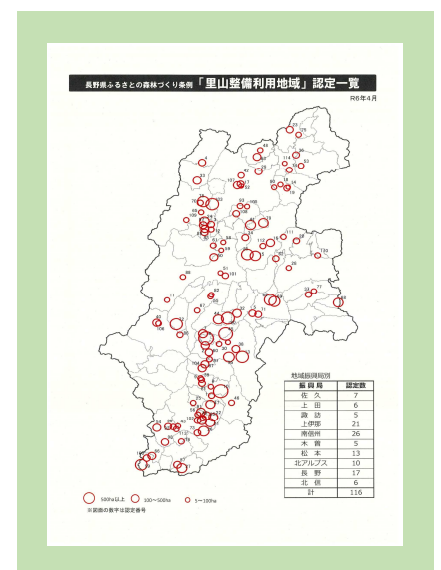
里山資源の利用

(2) 認定要件

- ・5ha 以上にわたる一団の森林を対象としていること
- ・対象となる森林と密接に関係する集落が存在していること
- ・里山整備利用推進協議会等の地域住民等が自発的な活動をするための体制が整備されていること
- ・活動の内容が、里山の整備及び利用を推進するものであり、里山の保全に資すると認められること
- ・活動が継続的に行われることが認められること

(3) 上田管内 里山整備利用地域 認定状況

番号	認定日	市町村名	地域名	面積 (ha)
15	H30.10.25	上田市	霊泉寺温泉	490
16	H30.10.25	上田市	飯沼	208
34	H31.3.19	青木村	村松西	95
35	H31.3.19	上田市	鹿教湯温泉	673
111	R5.11.21	東御市	和	26
112	R6.2.15	上田市	鈴子	38



2 県民協働による里山整備・利用事業 について

(1) 里山整備利用地域活動推進事業

地域住民による里山の整備・利活用を促進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定地域において、地域住民による里山整備利用推進協議会の立ち上げ及び里山整備利用地域活動計画の作成等を支援する。

事業主体	事業内容	補助対象経費	補助率	備考
里山整備利用推進協議会	・現地調査 ・計画作成 ・地域活動（森林体験活動、山菜・きのこ栽培等） ・安全講習会・研修等	賃金、諸金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、保険料、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10/10	3ヶ年度間

(2) 里山資源利活用推進事業

里山の資源を有効に活用し地域に還元する仕組みづくりを進めるため、自立的・持続的な管理体制の構築に必要な資材の導入等を支援する。

事業主体	事業内容	補助対象経費	補助率	備考
里山整備利用推進協議会	・資機材等の導入（チェンソー、薪割り機、簡易ウインチ、移動式トイレ等）	備品及び資機材購入費	3/4	補助対象経費上限 累積 150 万円

(3) 里山整備利用地域活動推進事業（開かれた里山）

県民が広く親しめる「開かれた里山」の仕組みづくり（研修会の開催等）及び整備・利活用に向けた合意形成等を支援する。

事業主体	事業内容	補助対象経費	補助率	備考
里山整備利用推進協議会 （「開かれた里山」計画が承認）	（「里山整備利用地域活動推進事業」と同じ）			2ヶ年度間

(4) 里山資源利活用推進事業（開かれた里山）

里山の自立的な整備・利活用に向けた条件整備管理体制を支援する。

事業主体	事業内容	補助対象経費	補助率	備考
里山整備利用推進協議会 （「開かれた里山」計画が承認）	（「里山整備利用地域活動推進事業」と同じ）			補助対象経費上限 累積 100 万円

3 みんなで支える里山整備事業 について

「開かれた里山」における修景林間などの森林整備について支援

標準単価 × 実施面積 × 9/10（補助率）

3 「東御市 ^{かのう}和整備利用地域」開かれた里山の整備・利用計画について

(1) 里山整備利用地域の名称等

名 称	東御市 和整備利用地域
協議会	和地区里山整備プロジェクトチーム
認定年月日	令和5年11月21日
認定面積	26 ha



(2) 活動実績等

① 里山整備利用地域の特徴

本里山地域は、小高い「児玉山」を主とする山林で、地域内には、古墳時代後期の横穴式石室をもつ現存6基の円型墳が群在し、市の指定文化財となっており、里山として長い間 地域の方に親しまれてきた。

② 里山整備利用地域における協議会の活動状況等

多くの人が里山を利用しやすいようにするため、既存の遊歩道整備、駐車場の設置、景観整備、案内板の設置等を主に活動してきている。また、地元「和小学校」と協働して、里山の利用や整備を進めている。



児玉山遠足



森林整備（除伐）体験学習



案内板設置等

③ 県民協働による里山の整備・利用事業(一般)の実績

単位：万円

活用実績・計画	R3	R4	R5	R6	R7	計
里山整備利用地域活動推進事業	—	—	99.8	31.3	50	181.1
里山資源利活用推進事業	—	—	11.3	24	7.5	42.8

(3) 「開かれた里山」としての整備・利用の方針等

① 「開かれた里山」の対象とする里山整備利用地域の面積及び位置

面 積： 26ha

位 置： 里山整備利用地域 全域

② より多くの県民等が広く親しめる「開かれた里山」づくりの考え方

引続き多くの人が里山を利用しやすいようにするため、遊歩道整備などを継続的に実施する。また、地元小学校の利用を進めるために、林内に広場を整備して、フィールドアスレチックなど施設の設置を行う。

③「開かれた里山」における森林整備の方針及び協議会の活動

○「開かれた里山」における森林整備の方針

- ・コナラ林を伐採し、キノコ栽培や腐葉土づくりに活用する。
- ・枯損木などの伐採や草刈りを実施して、遊歩道の維持管理を行う。
- ・頂上、遊歩道周辺の景観を重視した森林の整備を行う。

○「開かれた里山」の整備・利用に向けた里山整備利用推進協議会の活動

- ・安全かつ快適に里山を利用してもらうために遊歩道の整備、景観整備を実施する。また、道順やクマ除けの鐘など里山利用の木製案内看板を設置する。
- ・地元の小学生との協働に加えて、多様な世代の交流の拠点となることを目指し、父兄等にも関わってもらえるようカブトムシの飼育やその他イベントを実施する。

(4) 県民協働による里山の整備・利用事業(「開かれた里山」)の整備・利用の全体計画

計画内容	R5	R6	R7	R8	R9	計
「開かれた里山」における森林整備 計(ha)	2.2	2.2	3	4	4	15.4
花木等の植栽(ha)						0
修景林間整備(ha)(除伐、間伐)	2	2	2	2	2	10
コナラ林等整備(ha)			1	2	2	5.0
付帯施設等整備(駐車場整備)(㎡)	0.2	0.2				0.4
付帯施設等整備(遊歩道整備)(m)	100	100	100	100	100	500
地域活動推進事業(万円)						0
資源利活用推進事業(万円)						0
「開かれた里山」における 地域活動推進事業(万円)				50	50	100
「開かれた里山」における 資源利活用推進事業(万円)				15	15	30

(5) 「開かれた里山」における県民等の利活用計画人数

計画の内容	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
イベント等による利活用計画人数(人)	30	50	70	80	80	80	390
イベント以外の利活用計画人数(人)	30	40	50	60	70	100	350
合計(人)	60	90	120	140	150	180	740